

広島広域都市圏ファミツアー実施業務基本仕様書

1 業務名

広島広域都市圏ファミツアー実施業務

2 業務の目的

広島広域都市圏では、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」を構築するため、圏域内市町等で構成する広島広域都市圏の産業振興に係る研究会を設置している。この研究会の下に、特定分野のテーマについて検討する5つの部会（ものづくりの底力向上、農水産物等産地消推進、木質バイオマス、観光振興、鳥獣対策）を開催し新たな施策の企画立案に取り組むこととしている。

このうち、観光振興部会では、「第3期広島広域都市圏発展ビジョン」（令和8年3月策定予定）に掲げる施策「世界が注目する観光都市圏へ挑戦する」に基づき、歴史的建造物、伝統芸能や海・山の自然など圏域内の様々な観光資源を結び付け、個々の魅力を相乗的に高めるとともに、圏域内に広域的な観光ルートを創出するなど、圏域全体における滞在型観光客の拡大に取り組むこととしている。

本業務は、上記の達成に向け、観光振興部会の部会長市（広島市）と連携し、自治体や事業者と連絡・調整を行いながら、圏域内におけるインバウンドの誘客及び周遊を促す取組として、ファミツアーを実施するものである。

※広島広域都市圏参画市町：34市町

（広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、浜田市、出雲市、益田市、美郷町、邑南町、飯南町、川本町、吉賀町、庄原市（令和8年4月連携開始予定））

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

圏域内を周遊するツアーのモデルコースを作成し、実際に海外の旅行会社向けに旅行内容を体験してもらうファミツアーを実施する。また、ファミツアー最終日には商談会を実施し、海外の旅行会社に直接圏域市町の魅力を伝えることで、事業者が販売するツアーに盛り込んでもらえるよう働きかけ、自社商品としての造成・販売につなげる。

(1) ファミツアーの企画・実施

ア 被招請者：英、独、仏、伊、蘭、西、米、豪において、日本を対象とした商品造成及び販売を行っており、今後圏域市町を訪問する旅行商品を造

成する意欲がある海外旅行会社を選定する（日本に拠点を持つ海外旅行会社も可。）。

- イ 招請者数：3事業者以上
- ウ 実施時期：令和8年10月～令和9年1月（具体的には発注者と協議の上で決定する。）
- エ 日数：3泊4日程度
- オ ツアー内容：
 - ・広島県内を中心に、圏域内を3市町以上周遊すること。
 - ・ツアーのテーマを定め、地域に根差したストーリー性を重視した内容とすること。
 - ・被招請者が誘客対象としている国の行動特性を踏まえた内容とすること。
 - ・アドベンチャーツーリズム（AT）の特性を踏まえ、体験型及び伝統文化の承継に関するコンテンツを含めたものとすること。
- カ ツアー中の移動手段：特に指定しないが、利便性を優先すること。
- キ 食事：ツアー中の朝食、昼食、夕食については受託者が手配及び負担をすること。そのうち1回以上は、圏域の特産品を使用していることを明示した、良質な食事を提供する飲食店を利用すること。
- ク 宿泊施設：広島県内の施設に2泊以上宿泊すること。1室1名での利用を基本とする。Wi-Fi等のインターネット環境が整備された施設が望ましい。
- ケ 通訳者、添乗員：通訳者及び添乗員を1名以上手配すること。通訳者が添乗員を兼務することも可能とする。
- コ 旅行保険：参加者の旅行保険等を手配すること。補償内容は行程上のコンテンツに対応した内容とすること。その他、ツアー中の万一の事態や第三者に対する損害を補償すべき責に対し、対応可能な備えを行うこと。
- サ 事前資料の準備：訪問先の情報等を集約した資料(旅のしおり)を必要部数作成、印刷して準備すること。
- シ アンケート調査：参加者に対してアンケートを実施し、本事業の効果や改善点等を分析すること。
- ス 実施後：
 - ・プロモーションや企業への提案等に活用可能なセールスシート（モデルコースや、圏域の魅力を伝えるために必要な情報をまとめた資料）を作成すること。また、被招請者が運営するOTA等にセールスシートの掲載を依頼すること。
 - ・被招請者による、1本以上のツアー造成を目指すこと。

【留意点】

- ① コンテンツの体験料、交通、宿泊、招請費及び広報関連費等、事業に係る全ての諸経費を見積額に含めること。
- ② ツアーコースの作成にあたっては、本市と協議の上決定すること。
- ③ ツアー中の安全確保には万全の措置をとること。また、緊急事態に備えてトラブ

ル等が発生した場合に、対処するための手順及び体制を構築すること。

- ④ ファムツアーを経て、圏域を訪れるツアーの販売につながるよう、次年度以降も継続してコンタクトできる環境を整えるよう努めること。

(2) 商談会の企画・実施

ファムツアーの最終日に、商談会を実施する。

ア 実施場所：ファムツアーの行程等を考慮し、適切な場所を提案すること。現地での商談が難しい参加者はオンラインも可とする。

イ 参加対象：【バイヤー】ファムツアー招請旅行会社

【セラー】圏域内の事業者及び圏域を含む旅行商品を取扱うDMC

(10社程度。所在する市町職員の同行も可。)

※ファムツアーで訪問した施設等の事業者を優先すること。

ウ 商談時間：各社15分程度

エ 業務内容：① セラー及びバイヤーの案内・集客・とりまとめ

② 会場調整・備品手配

③ 商談プログラムの策定

④ 商談会当日の運営及び進行管理

⑤ 商談時の通訳の手配

⑥ 商談会の実績報告(バイヤーの反応動向や改善点等を含む。)

オ その他：効果的な商談につながるよう、バイヤー及びセラーに関する事前の情報共有等、十分な準備を行うこと。

5 成果物

下記(1)、(2)の成果物を電子媒体(USBメモリ)及び紙媒体で各1部ずつ納品すること。

(1) 業務実施報告書

ファムツアー及び商談会の参加者名簿、ツアーの行程表、アンケートの分析結果及びそれに基づく改善の提案、商談会を踏まえた商品造成予定等を含んだ内容とすること。

(2) セールシート

前記4(1)スの内容とすること。

6 納入場所

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局観光政策部観光企画担当

7 業務の再委託

業務の実施に関し、受託者は業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先事業者の事業概要、業務体制及び責任者を明記の上、書面により提出し、本市の承諾を得ること。

8 その他

受託者は、委託契約約款に定められたことのほか、次の事項を遵守すること。

- (1) 業務着手前に、発注者との窓口となる業務総括責任者及び業務担当スタッフを専任し、発注者の承認を得ること。
- (2) 発注者との間で速やかに連絡が取り合える適切な連絡体制を構築し、業務の円滑な遂行を図るものとする。
- (3) クレーム、事故等については、迅速かつ適切に対応し、発注者に漏れなく報告すること。
- (4) 成果品の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (5) 本業務が完了した後において、成果品に修正を要する箇所が発見された場合には、速やかに訂正、補足その他必要な措置を講ずるものとする。なお、これにかかる費用は全て受託者の負担とする。
- (6) 本業務の実施に際し、第三者に損害を与えた場合は全て受託者の責任において処理するものとする。
- (7) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と協議するものとする。
- (8) 受託者は、広島市個人情報保護条例を遵守の上、契約の履行に際して知り得た秘密を、契約の存続期間、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏えいしないこと。